

# 山梨県立大学認定看護師教育課程規程

(平成22年11月25日制定 大学第2501号)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本学に置く認定看護師教育課程（公益社団法人日本看護協会認定看護師制度規程に基づき認定看護師を育成することを目的として実施する教育プログラムをいう。以下「本課程」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 削除

## 第2章 認定看護師教育課程、教育期間及び入学定員

(認定看護師教育課程名、教育期間および入学定員)

第3条 認定看護師教育課程名、教育期間並びに入学定員は次のとおりとする。

認定看護師教育課程名	教育期間	入学定員
認知症看護（A課程）	7ヶ月	30名
感染管理（B課程）	1年	14名

(認定看護師教育課程の終始期)

第4条 本課程は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの間に実施する。

(休業日)

第5条 本課程の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 日曜日及び土曜日
  - (3) 大学創立記念日 5月24日
  - (4) 夏季休業日、冬季休業日、については、別に定める。
- 2 特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

(在学期間)

第6条 本課程の在学期間は、2年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入する。

## 第3章 教科目及び時間数

(教科目及び時間数)

第7条 本課程の教科目及び時間数は、別表のとおりとする。

(教科目授業時間数の単位数への換算)

第8条 本課程の教科目授業時間数を単位数に換算する場合は、次の各号に定める基準による。

- (1) 講義については、15時間を1単位とする。
- (2) 演習については、30時間を1単位とする。
- (3) 実習については、45時間を1単位とする。

## 第4章 削除

第9条から第11条まで 削除

## 第5章 入学、休学および退学

(入学資格)

第12条 本課程の入学資格は、入学志願の時点において、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 日本国の看護師免許を有する者。
  - (2) 看護師免許取得後、通算5年以上の実務研修を行った者。
- 2 前条各号に定めるもののほか、次の認定看護師教育課程別の実務研修内容基準を満たす者。

教育課程分野	実務研修内容の基準
認知症看護	<ol style="list-style-type: none"><li>① 通算3年以上、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等での看護実績を有すること。</li><li>② 認知症者の看護を5例以上担当した実績を有すること。</li><li>③ 現在、認知症者の多い医療・福祉施設（在宅ケア領域を含む）等で勤務していることが望ましい。</li></ol>
感染管理	<ol style="list-style-type: none"><li>① 通算3年以上、感染管理に関わる活動実績（感染対策委員会、ICT、リンクナース会等）を有すること。</li><li>② 感染予防・管理等において自身が実施したケア等の改善実績を1事例以上有すること。</li><li>③ 医療関連感染サーベイランス実施における一連の流れを理解していることが望ましい。</li><li>④ 現在、医療施設等において、専任または兼任として感染管理に関わる活動に携わっていることが望ましい。</li></ol>

(入学志願の手続)

第13条 本課程に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次の各号に定める書類に、第22条に定める入学検定料を添え、学長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 実務研修報告書
- (4) 勤務証明書
- (5) 志望理由書
- (6) その他学長が定める書類

(入学試験)

第14条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 入学試験について必要な事項は、入試委員会の議を経て別に定める。

(合格者の決定)

第15条 学長は、入学試験委員会の選考を経て入学試験の合格者を決定する。

(入学手続及び入学の許可)

第16条 前条の選考により合格の判定を受けた者は、学長が別に定める日までに、第22条に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学料を納付した者について、入学を許可する。

(履修生証の交付)

第17条 学長は、入学を許可された者（以下「履修生」という。）に対し、「認定看護師教育課程履修生証」（様式第1号）を交付する。

(休学)

第18条 履修生は病気、その他やむを得ない事由によって休学の許可を受けようとするときは、休学願（様式第2号）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第19条 履修生は、休学期間が満了し、又は休学期間中に休学の理由が消滅したことにより復学の許可を受けようとするときは、復学しようとする1か月前までに復学願（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

(退学)

第20条 履修生は、やむを得ない事由により退学しようとするときは、その事由を記載した退学願（様式第4号）を提出し、学長の許可を得なければならない。

## 第6章 修了の承認及び修了証書の授与

(修了の承認及び修了証書の授与)

第21条 履修生が、履修すべき時間数の5分の4以上を出席し、第7条に定めるすべての教科目を修得し、かつ、修了試験に合格したときは、学長が認定看護師教育プログラム運営委員会の議を経て修了を承認し、修了証書（様式第5号）を授与する。

## 第7章 受講料等

(入学検定料、受講料及びその他の費用)

第22条 本課程の入学検定料、入学料、受講料及びその他の費用は、次の表のとおりとする。

項目		金額	
入学検定料		52,400円	
入学料		A課程	52,400円
		B課程	75,000円
受講料（年額）		A課程	733,300円
		B課程	1,578,000円
その他の費用	追試験料、再試験料	1科目につき	5,200円
	補習授業履修料	1科目につき	5,200円
	再履修料	1科目につき	26,200円

	再実習料	1日につき 5,200円	
	補習実習料	6日間以内の場合	21,000円
		7日間以上14日間以内の場合	52,400円
	追修了試験料	10,500円	
再修了試験料	31,400円		

(受講料等の納入)

第23条 受講料及びその他の費用は、全額を所定の期日までに納入しなければならない。

(未納)

第24条 正当な理由がなく、かつ、所定の期日までに手続を行わずに受講料の支払いの見込みがないときは、入学を取り消す。

(受講料等の不還付)

第25条 既に納入した入学検定料、入学料、受講料及びその他の費用は、原則として還付しない。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第26条 学長は、品行方正で学業が優秀な履修生その他履修生の模範と認められる者を表彰することができる。

(除籍)

第27条 学長は、履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、除籍にすることができる。

- (1) 成績不良のため、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく、出席が常でない者
- (3) 学生としての品行を著しく損なうような行為をした者
- (4) 死亡又は行方不明になった者

## 第9章 雑則

(図書館の利用)

第28条 履修生は、所定の手続きを経て、本学の図書館を利用することができる。

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条の表の受講料に係る改正規定 平成27年4月1日

(2) その他の規程 平成26年4月1日

(経過措置)

2 平成26年度に置かれる認定看護師教育課程に入学を志願する者に係る入学検定料及び入  
学料については、この規程による改正後の山梨県立大学看護実践開発研究センター認定看護  
師教育課程規程第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年7月8日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前にセンター長により行われた行為及びセンター長に対しなされた手  
続については、この規程の施行の日以後は、学長により行われた行為及び学長に対しなされた  
手続とみなして、改正後の規程を適用する。

【様式第1号】(第17条関係)

## 履修生証

入学年度 (西暦)年度

氏名

生年月日 (西暦)年 月 日

分野名

学籍番号

上記の者は認定看護師教育課程の  
履修生であることを証明する。

山梨県立大学 学長 学長名 印

発行年月日 (西暦)年 月

有効期限 (西暦)年 月

写 真

# 休学願

年 月 日

山梨県立大学 学長 殿

認定看護師教育課程  
分野名  
学籍番号  
氏名

年度入学

印

下記の理由により休学したいので、許可されるようお願いいたします。

## 記

休学の理由 (該当番号に○ を付け、( )に その理由を記載 )	1 病気
	2 その他 ( )
休学期間	年 月 日から 年 月 日まで
現住所	〒 -  携帯電話等 ( )
休学中の連絡先	〒 -  携帯電話等 ( )
保証人氏名	印

## 注意事項

- 1 病気の場合は、医師の診断書を添付すること。
- 2 上記1以外は、その理由を証明する書類を添付すること。

# 復学願

年 月 日

山梨県立大学 学長 殿

認定看護師教育課程  
分野名  
学籍番号  
氏名

年度入学

印

下記の理由により復学したいので、許可されるようお願いします。

## 記

復学予定日	年 月 日
復学の理由	
休学期間	年 月 日から 年 月 日まで
現住所	〒 ー  携帯電話等 ( )
保証人氏名	印

## 注意事項

病気の場合は、医師の診断書を添付すること。

# 退 学 願

年 月 日

山梨県立大学 学長 殿

認定看護師教育課程  
分野名  
学籍番号  
氏 名

年度入学

印

下記の理由により退学したいので、許可されるようお願いします。

記

退 学 の 理 由	
現 住 所	〒            ー  携帯電話等 (            )
保 証 人 氏 名	  印

注意事項

病気の場合は、医師の診断書を添付すること。

【様式第5号】(第21条関係)

第 号

# 修 了 証 書

氏名

年 月 日生

あなたは認定看護師教育課程  
(分野名)において所定の課程を  
修められましたのでこれを証します。

年 月 日

山梨県立大学  
学長

別表 1 (第 7 条関係)

## 認知症看護認定看護師教育課程 (A 課程)

共通科目名	時間数	小計
医療安全学: 医療倫理	15 時間	135 時間
医療安全学: 医療安全管理	15 時間	
医療安全学: 看護管理	15 時間	
チーム医療論 (特定行為実践)	15 時間	
相談 (特定行為実践)	15 時間	
臨床薬理学: 薬理作用	15 時間	
指導	15 時間	
医療情報論	15 時間	
対人関係	15 時間	
専門基礎科目	時間数	小計
認知症看護原論	15 時間	90 時間
認知症基礎病態論	15 時間	
認知症病態論 (認知症の原因疾患と治療)	45 時間	
認知症に関わる保健・医療・福祉制度	15 時間	
専門科目	時間数	小計
認知症看護倫理	15 時間	150 時間
認知症者の人とのコミュニケーション	15 時間	
認知症看護援助方法論 I (アセスメントとケア)	45 時間	
認知症看護援助方法論 II (生活・療養環境づくり)	30 時間	
認知症看護援助方法論 III (ケアマネジメント)	30 時間	
認知症の人の家族への支援・家族関係調整	15 時間	
演習・実習	時間数	小計
学内演習	90 時間	290 時間
臨地実習	200 時間	
	合計時間数	665 時間

別表 2 (第 7 条関係)

## 感染管理認定看護師教育課程 (B 課程)

共通科目名	時間数	小計
臨床病態生理学	40 時間	380 時間
臨床推論	45 時間	
臨床推論：医療面接	15 時間	
フィジカルアセスメント：基礎	30 時間	
フィジカルアセスメント：応用	30 時間	
臨床薬理学：薬物動態	15 時間	
臨床薬理学：薬理作用	15 時間	
臨床薬理学：薬物治療・管理	30 時間	
疾病・臨床病態概論	40 時間	
疾病・臨床病態概論：状況別	15 時間	
医療安全学：医療倫理	15 時間	
医療安全学：医療安全管理	15 時間	
チーム医療論 (特定行為実践)	15 時間	
特定行為実践	15 時間	
指導	15 時間	
相談	15 時間	
看護管理	15 時間	
分野専門科目	時間数	
感染管理学	15 時間	195 時間
疫学・統計学	30 時間	
微生物学	30 時間	
医療関連感染サーベイランス	45 時間	
感染防止技術	30 時間	
職業感染管理	15 時間	
感染管理指導と相談	15 時間	
洗浄・消毒・滅菌とファシリティ・マネジメント	15 時間	
特定行為研修区分別科目	時間数	小計
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	22 時間	61 時間
感染に係る薬剤投与関連	39 時間	
演習・実習	時間数	小計
統合演習	15 時間	165 時間
臨地実習 (認定分野)	150 時間	
	合計時間数	801 時間